

## 昭島都市計画地区計画の変更（昭島市決定）（案）

都市計画昭島駅北口駅前地区地区計画を次のように変更する。

## 諮詢第1号

名 称	昭島駅北口駅前地区地区計画
位 置※	昭島市つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、大神町、田中町及び拝島町各地内
面 積※	約 65.8 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、そのほとんどを一企業が所有しているという稀有な土地であるが、近年、工場の集約とともに、駅周辺の低利用地の土地利用転換が図られている。</p> <p>昭島市都市計画マスターplanでは、昭島駅周辺は、市内外から人が集まる「昭島市の顔」となるようなまちの魅力や拠点性を高めることを目標としている。</p> <p>そこで、本地区計画を策定することにより、周辺環境と調和した商業・スポーツ・文化施設等を配置した快適でゆとりある市街地整備を誘導する。</p> <p>また、地区における基盤施設の充実を図り、円滑な交通処理を実現するとともに、いちょう並木等既存樹木をいかした、都市的な賑わいと人・自然が融合した市街地空間を形成する。</p>
方針 区域の整備・開発及び保全に関する	<p>地区を6つに区分し、駅前、駅周辺、交通利便のよい幹線道路付近とそれぞれの立地環境にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>(1) 中心商業地区 集客力の高い商業施設を主体とする、賑わいの拠点となる地区の形成を図る。</p> <p>(2) 複合商業地区A 商業・業務施設を主体とする、駅前の立地をいかした商業的な地区の形成を図る。</p> <p>(3) 複合商業地区B 商業・業務施設をはじめ、居住機能等が融合した、賑わいとやすらぎのある地区の形成を図る。</p> <p>(4) 周辺業務・文化地区 店舗、スポーツ関連施設等を主体とする、周辺住宅地と調和した健全で活力ある地区の形成を図る。</p> <p>(5) 西側業務地区 駅前の商業地区に隣接する地区として、店舗・事務所等を主体とした土地利用を図る。</p> <p>(6) 生産・流通業務地区 周辺の住環境や隣接する小学校に配慮しながら、生産施設や流通施設が立地する地区として、その維持・向上を図る。</p>

方針 区域の整備・開発及び保全に関する	地区施設の整備の方針	<p>道路及び公園・緑地等を地区施設として定め、良好な市街地環境の維持・形成を図る。</p> <p>(1) 道路の整備方針 市の中心拠点である本地区の土地利用を形成する交通基盤として、既設の道路を地区施設に位置づけ、維持・保全を図る。</p> <p>(2) 歩行者動線の整備方針 周辺道路の歩道と合わせ、本地区のシンボルとなっているいちょう並木を主要な南北軸として保全活用するとともに、この路線と交差する東西軸を配置し、回遊性のある歩行者動線を確保する。</p> <p>(3) 公園、広場及び公共空地の整備方針 人が行き交う賑わいのあるまちにふさわしい安全で快適、かつ緑豊かな歩行者空間の整備を図る。また、人が憩うことのできる公園や広場を配置し、地区の魅力を高める。</p>					
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境との調和を重視し、魅力的な都市景観を形成するために、建築物の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 良好的な都市環境の形成を図るために、建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>(2) 建築物は、建築デザインを工夫し周辺環境及び自然環境と調和した魅力的な建物とする。</p> <p>(3) ゆとりとうるおいのある環境を形成するために、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を定める。</p>					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員 ( )は地区外を含めた全幅員	延長	面積	備考
		道路	区画道路 1 号※	6 m (12 m)	約 630 m	—	既設
			区画道路 2 号※	9 ~ 16 m	約 750 m	—	既設
			区画道路 3 号※	8 ~ 16 m (16 m)	約 770 m	—	既設
			区画道路 4 号※	12 ~ 16. 75 m	約 350 m	—	既設
			区画道路 5 号※	14 ~ 16. 75 m	約 790 m	—	既設
			区画道路 6 号※	9. 5 ~ 17 m	約 700 m	—	既設
		公園	市民会館公園	—	—	約 3, 900 m <sup>2</sup>	既設
		広場	広場 1 号	—	—	約 2, 000 m <sup>2</sup>	新設
			昭和の森広場	—	—	約 1, 000 m <sup>2</sup>	既設

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩行者通路	通路1号	6m	約150m	—	既設
				通路2号	6m	約80m	—	既設
				通路3号	14m	約410m	—	既設
				通路4号	4m	約190m	—	既設
				通路5号	約5~6m	約330m	—	既設
				通路6号	5m	約30m	—	新設
				通路7号	5m	約100m	—	既設
				通路8号	3.5m	約320m	—	既設
				通路9号	4m	約230m	—	新設
			歩道状空地	歩道状空地1号	1.4m	約130m	—	既設
				歩道状空地2号	1.4m	約140m	—	新設
				歩道状空地3号	1.4m	約80m	—	既設
				歩道状空地4号	1.4m	約210m	—	既設
				歩道状空地5号	1.4m	約310m	—	新設
				歩道状空地6号	1.0m	約220m	—	既設
				歩道状空地7号	1.0m	約390m	—	既設
			環境緑地	環境緑地1号	8m	約290m	—	既設
				環境緑地2号	8m	約110m	—	既設
				環境緑地3号	8m	約180m	—	既設
				環境緑地4号	2.5m	約430m	—	既設
				環境緑地5号	2.5m	約120m	—	既設
				環境緑地6号	2.5m	約190m	—	既設
				環境緑地7号	2.5m	約360m	—	新設
				環境緑地8号	2.5m	約120m	—	新設
				環境緑地9号	2.5m	約480m	—	新設
				環境緑地10号	2.5m	約230m	—	新設
				環境緑地11号	2.5m	約110m	—	新設
				環境緑地12号	0.5m	約790m	—	新設

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	環境緑地	環境緑地13号	0.5m	約340m	—	既設
				環境緑地14号	2.5m	約190m	—	既設
				環境緑地15号	2.5m	約80m	—	既設
				環境緑地16号	0.6m	約150m	—	新設
				環境緑地17号	0.6m	約40m	—	新設
				環境緑地18号	2.5m	約30m	—	新設
				環境緑地19号	2.5m	約170m	—	既設
				環境緑地20号	2.5m	約50m	—	既設
				環境緑地21号	0.6m	約210m	—	既設
				環境緑地22号	2.5m	約100m	—	新設
				環境緑地23号	0.5m	約430m	—	新設
				環境緑地24号	0.5m	約250m	—	既設
				環境緑地25号	0.6m	約490m	—	新設
				環境緑地26号	0.6m	約380m	—	新設
				環境緑地27号	2.5m	約300m	—	既設
				環境緑地28号	0.6m	約180m	—	新設
				環境緑地29号	0.6m	約180m	—	新設

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	中心商業地区	複合商業地区A	複合商業地区B
		面積	約10.2ha	約2.5ha	約7.7ha	
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所及び場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>(6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(7) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(8) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(7) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(8) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 区画道路3号及び6号に面する建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(7) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	
	建築物等の高さの最高限度				4.5m	
	建築物の敷地面積の最低限度			1,000m <sup>2</sup>		300m <sup>2</sup>
				ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りではない。		
				(1) 昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物		
				(2) 巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物		

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限 道路及び通路の境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、計画図3のとおりとする。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。ただし、歩道橋等歩行者の通行の用に供するもの及び安全に資するもの等公益上必要な工作物はこの限りでない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 (屋外広告物の制限)	(色彩の制限) 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、緑豊かな景観と調和する落ち着きのある色調とする。 (屋外広告物の制限) 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザインなどについて歩行者空間と調和した都市景観に配慮したものとする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	西側業務地区	周辺業務・文化地区	生産・流通業務地区
		面積	約2.9ha	約17.8ha	約24.7ha	
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。) 第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(5) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 区画道路及び通路3号に面する建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。) 第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(5) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。) 第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(7) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	
	建築物等の高さの最高限度		45m	40m	40m	
	建築物の敷地面積の最低限度		1,000m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	ただし、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要なものの用に供する建築物の敷地については、この限りではない。

地区整備計画	建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	道路及び通路の境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、計画図3のとおりとする。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。ただし、歩道橋等歩行者の通行の用に供するもの及び安全に資するもの等公益上必要な工作物はこの限りでない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限  (色彩の制限) 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、緑豊かな景観と調和する落ち着きのある色調とする。  (屋外広告物の制限) 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザインなどについて歩行者空間と調和した都市景観に配慮したものとする。	

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：市の中心拠点としての良好なまちづくりを図るため、地区計画を変更する。

## 変更概要

※ は、変更箇所又は追加箇所を示す。

		新	旧
名 称	昭島駅北口駅前地区地区計画		
位 置※	昭島市つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、大神町、田中町及び拝島町各地内		
面 積※	約 65.8 ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、そのほとんどを一企業が所有しているという稀有な土地であるが、近年、工場の集約とともに、駅周辺の低利用地の土地利用転換が図られている。</p> <p>昭島市都市計画マスターplanでは、昭島駅周辺は、<u>市内外から人が集まる「昭島市の顔」となるようなまちの魅力や拠点性を高めることを目標としている。</u></p> <p>そこで、本地区計画を策定することにより、周辺環境と調和した商業・スポーツ・文化施設等を配置した快適でゆとりある市街地整備を誘導する。</p> <p>また、地区における基盤施設の充実を図り、円滑な交通処理を実現するとともに、いちょう並木等既存樹木をいかした、都市的な賑わいと人・自然が融合した市街地空間を形成する。</p>	<p>本地区は、そのほとんどを一企業が所有しているという稀有な土地であるが、近年、工場の集約とともに、駅周辺の低利用地の土地利用転換が図られている。</p> <p>一方、昭島市都市計画マスターplanにおいて、昭島駅周辺は、<u>市民が集う「昭島市の顔」となるようなまちの魅力や拠点性を高めることを目標としている。</u></p> <p>そこで、本地区計画を策定することにより、周辺環境と調和した商業・スポーツ・文化施設等を配置した快適でゆとりある市街地整備を誘導する。</p> <p>また、地区における基盤施設の充実を図り、円滑な交通処理を実現するとともに、いちょう並木等既存樹木をいかした、都市的な賑わいと人・自然が融合した市街地空間を形成する。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区を<u>6</u>つに区分し、駅前、駅周辺、交通利便のよい幹線道路付近とそれぞれの立地環境にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>(1) 中心商業地区 集客力の高い商業施設を主体とする、賑わいの拠点となる地区の形成を図る。</p> <p>(2) 複合商業地区A 商業・業務施設を主体とする、駅前の立地をいかした商業的な地区の形成を図る。</p> <p>(3) 複合商業地区B <u>商業・業務施設をはじめ、居住機能等が融合した、賑わいとやすらぎのある地区的形成を図る。</u></p> <p>(4) 周辺業務・文化地区 店舗、スポーツ関連施設等を主体とする、周辺住宅地と調和した健全部活力ある地区の形成を図る。</p> <p>(5) 西側業務地区 駅前の商業地区に隣接する地区として、店舗・事務所等を主体とした土地利用を図る。</p> <p>(6) 生産・流通業務地区 周辺の住環境や隣接する小学校に配慮しながら、生産施設や流通施設が立地する地区として、その維持・向上を図る。</p>	<p>地区を<u>5</u>つに区分し、駅前、駅周辺、交通利便のよい幹線道路付近とそれぞれの立地環境にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>(1) 中心商業地区 集客力の高い商業施設を主体とする、賑わいの拠点となる地区の形成を図る。</p> <p>(2) 西側商業地区 商業・業務施設を主体とする、駅前の立地をいかした商業的な地区の形成を図る。</p> <p>(3) 周辺業務・文化地区 店舗、スポーツ関連施設等を主体とする、周辺住宅地と調和した健全部活力ある地区の形成を図る。</p> <p>(4) 西側業務地区 駅前の商業地区に隣接する地区として、店舗・事務所等を主体とした土地利用を図る。</p> <p>(5) 生産・流通業務地区 周辺の住環境や隣接する小学校に配慮しながら、生産施設や流通施設が立地する地区として、その維持・向上を図る。</p>	

区域の整備・開発及び保全に関する方針	新		旧
	地区施設の整備の方針		
地区施設の整備の方針	<p>道路及び公園・緑地等を地区施設として定め、良好な市街地環境の維持・形成を図る。</p> <p>(1) 道路の整備方針  <u>市の中心拠点である本地区の土地利用を形成する交通基盤として、既設の道路を地区施設に位置づけ、維持・保全を図る。</u></p> <p>(2) 歩行者動線の整備方針  <u>周辺道路の歩道と合わせ、本地区のシンボルとなっているいちょう並木を主要な南北軸として保全活用するとともに、この路線と交差する東西軸を配置し、回遊性のある歩行者動線を確保する。</u></p> <p>(3) 公園、広場及び公共空地の整備方針  <u>人が行き交う賑わいのあるまちにふさわしい安全で快適、かつ緑豊かな歩行者空間の整備を図る。</u>  <u>また、人が憩うことのできる公園や広場を配置し、地区の魅力を高める。</u></p>	<p>良好な市街地の形成を図るために、道路及び公園・緑地等の公共的施設を次の方針により整備していく。</p> <p>(1) 道路の整備方針  <u>既に供用開始している市道昭島16号に加え、踏切改良路線の早期完成を実現する。また、将来においては、自動車交通量の増加に対応するため、踏切改良路線を北側に延伸する（仮称）南北道路と、都道220号線と市道昭島40号を結ぶ（仮称）東西道路の整備を目指していく。</u></p> <p>(2) 歩行者動線の整備方針  <u>本地区的シンボルとなっているいちょう並木を保全活用し、この路線を更に北側に延伸することにより歩行者通路の主要な南北軸とするとともに、この路線と交差する東西軸を新たに配置する。これらの歩行者通路と周辺道路の歩道により、魅力的な歩行者回遊動線を整備する。</u></p> <p>(3) 公園、緑地、広場及び公共空地の整備方針  <u>人が行きかう賑わいのあるまちにふさわしい安全で快適、かつ緑豊かな歩行者空間の整備を図る。</u>  <u>また、人が憩うことのできる公園や広場を配置し、地区の魅力を高める。</u></p>	
建築物等の整備の方針	<p>周辺環境との調和を重視し、魅力的な都市景観を形成するために、建築物の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 良好的な都市環境の形成を図るために、建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>(2) 建築物は、建築デザインを工夫し周辺環境及び自然環境と調和した魅力的な建物とする。</p> <p>(3) ゆとりとうるおいのある環境を形成するために、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を定める。</p>	<p>周辺環境との調和を重視し、魅力的な都市景観を形成するために、建築物の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 良好的な都市環境の形成を図るために、建築物の用途の制限及び高さの最高限度を定める。</p> <p>(2) 建築物は、建築デザインを工夫し周辺環境及び自然環境と調和した魅力的な建物とする。</p> <p>(3) ゆとりとうるおいのある環境を形成するために、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を定める。</p>	

位 置		新					旧				
面 積		昭島市つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、大神町、田中町及び拝島町各地内 約 6 5 . 8 h a					約 3 3 . 4 h a				
地区整備計画 地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員 ( )は地区外を含めた全幅員	延長	面積	備考	名称	幅員 ( )は地区外を含めた全幅員	延長	面積	備考
	道路	区画道路3号※	<u>8~16m</u> <u>(16m)</u>	約 7 7 0 m	—	既設	区画道路3号※	<u>6~8m</u> <u>(9~16m)</u>	約 7 7 0 m	—	既設
		区画道路4号※	<u>12~16.75m</u>	約 3 5 0 m	—	既設	区画道路4号※	<u>12m</u>	約 1 0 0 m	—	事業中
		区画道路5号※	<u>14~16.75m</u>	約 7 9 0 m	—	既設	区画道路5号※	<u>6~10.5m</u> <u>(9.5~16m)</u>	約 7 0 0 m	—	既設
		区画道路6号※	<u>9.5~17m</u>	約 7 0 0 m	—	既設	—	—	—	—	—
	広場	広場1号	—	—	<u>約 2,000 m<sup>2</sup></u>	新設	広場1号	—	—	<u>約 1,900 m<sup>2</sup></u>	新設
		昭和の森広場	—	—	<u>約 1,000 m<sup>2</sup></u>	既設	—	—	—	—	—
	その他の公共空地	歩行者用通路	通路2号	6 m	約 8 0 m	—	既設	通路2号	6 m	約 8 0 m	—
		歩行者用通路	通路3号	1 4 m	約 4 1 0 m	—	既設	通路3号	1 4 m	約 4 1 0 m	—

備考

事業中

既設

新設

新設

一部既設

			新					旧				
地区整備計画 地区施設の配置及び規模	その他 の公共 空地	歩行者 用通路	通路4号	4m	約190m	—	既設	通路4号	4m	約190m	—	新設
			通路7号	5m	約100m	—	既設	通路7号	5m	約100m	—	事業中
			通路8号	3.5m	約320m	—	既設	通路8号	3.5m	約320m	—	事業中
			通路9号	4m	約230m	—	新設	—	—	—	—	—
		歩道状 空地	歩道状空地 1号	1.4m	約130m	—	既設	歩道状空地 1号	1.4m	約130m	—	—
			歩道状空地 2号	1.4m	約140m	—	新設	歩道状空地 2号	1.4m	約140m	—	—
			歩道状空地 3号	1.4m	約80m	—	既設	歩道状空地 3号	1.4m	約80m	—	—
			歩道状空地 4号	1.4m	約210m	—	既設	歩道状空地 4号	1.4m	約210m	—	—
			歩道状空地 5号	1.4m	約310m	—	新設	歩道状空地 5号	1.4m	約310m	—	—
			歩道状空地 6号	1.0m	約220m	—	既設	歩道状空地 6号	1.0m	約220m	—	—
			歩道状空地 7号	1.0m	約390m	—	既設	歩道状空地 7号	1.0m	約390m	—	—

			新				旧					
地区整備計画 地区施設の配置及び規模	その他 の公共 空地	環境 緑 地	環境緑地2号	8m	約110m	—	既設	環境緑地2号	8m	約110m	—	新設
			環境緑地3号	8m	約180m	—	既設	環境緑地3号	8m	約180m	—	新設
			環境緑地4号	2.5m	約430m	—	既設	環境緑地4号	2.5m	約430m	—	新設
			環境緑地5号	2.5m	約120m	—	既設	環境緑地5号	2.5m	約120m	—	新設
			環境緑地6号	2.5m	約190m	—	既設	環境緑地6号	2.5m	約190m	—	新設
			環境緑地10号	2.5m	約230m	—	新設	環境緑地10号	2.5m	約230m	—	新設
			環境緑地11号	2.5m	約110m	—	新設	環境緑地11号	2.5m	約110m	—	新設
			環境緑地12号	0.5m	約790m	—	新設	環境緑地12号	2.5m	約130m	—	新設
			環境緑地13号	0.5m	約340m	—	既設	環境緑地13号	0.6m	約40m	—	新設
			環境緑地14号	2.5m	約190m	—	既設	環境緑地14号	0.6m	約200m	—	新設
			環境緑地15号	2.5m	約80m	—	既設	環境緑地15号	2.5m	約30m	—	新設
			環境緑地16号	0.6m	約150m	—	新設	環境緑地16号	2.5m	約100m	—	新設
			環境緑地17号	0.6m	約40m	—	新設	環境緑地17号	0.6m	約380m	—	新設
			環境緑地18号	2.5m	約30m	—	新設	環境緑地18号	2.5m	約300m	—	新設

			新					旧				
地区整備計画 地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	環境緑地	環境緑地 1 9号	2. 5m	約170m	—	既設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 0号	2. 5m	約50m	—	既設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 1号	0. 6m	約210m	—	既設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 2号	2. 5m	約100m	—	新設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 3号	0. 5m	約430m	—	新設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 4号	0. 5m	約250m	—	既設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 5号	0. 6m	約490m	—	新設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 6号	0. 6m	約380m	—	新設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 7号	2. 5m	約300m	—	既設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 8号	0. 6m	約180m	—	新設	—	—	—	—	—
			環境緑地 2 9号	0. 6m	約180m	—	新設	—	—	—	—	—

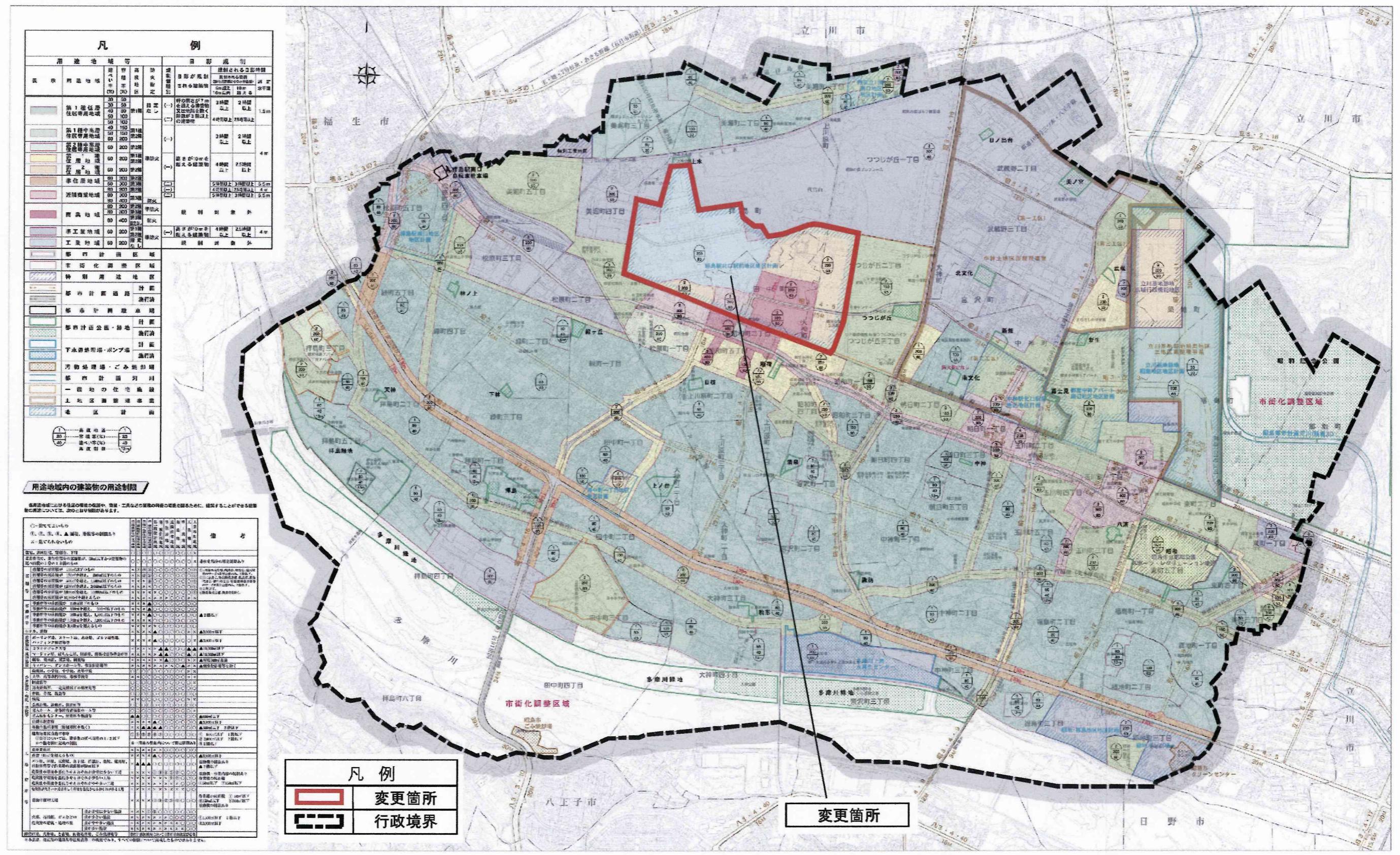
			新	旧
建築物等に関する事項 地区整備計画	地区の区分	名称	複合商業地区A	西側商業地区
	建築物の敷地面積の最低限度		1, 000 m <sup>2</sup>	1, 000 m <sup>2</sup>
			<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りではない。</p> <p>(1) 昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物</p> <p>(2) 巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>	<p>ただし、中心商業地区及び西側商業地区において、昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りではない。</p>
	地区の区分	名称	複合商業地区B	—
	面積		約7.7ha	—
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 区画道路3号及び6号に面する建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び3号に該当するもの</p> <p>(5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(7) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	—
			—	—
	建築物等の高さの最高限度		4.5m	—
	建築物の敷地面積の最低限度		300 m <sup>2</sup>	—
			<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りではない。</p> <p>(1) 昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物</p> <p>(2) 巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>	—
	壁面の位置の制限		道路及び通路の境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、計画図3のとおりとする。	—
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		<p>壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。</p> <p>ただし、歩道橋等歩行者の通行の用に供するもの等公益上必要な工作物はこの限りでない。</p>	—

		新	旧
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(色彩の制限) 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、緑豊かな景観と調和する落ち着きのある色調とする。</p> <p>(屋外広告物の制限) 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザインなどについて歩行者空間と調和した都市景観に配慮したものとする。</p>	—
	地区の区分	名称	西側業務地区
			1,000m <sup>2</sup>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>ただし、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要なものの用に供する建築物の敷地については、この限りではない。</p>	<p>ただし、中心商業地区及び西側商業地区において、昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りではない。</p>
	地区の区分	名称	周辺業務・文化地区
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 区画道路及び通路3号に面する建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(5) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの</p> <p>(4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの</p> <p>(5) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの</p> <p>(6) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	500m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
		<p>ただし、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要なものの用に供する建築物の敷地については、この限りではない。</p>	<p>ただし、中心商業地区及び西側商業地区において、昭島駅前広場及び通路5号・6号・7号の南側境界線とJR青梅線の上下線中心線との間に建築する建築物、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物はこの限りではない。</p>

			新	旧
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	名称	生産・流通業務地区	生産・流通業務地区
	面積	約 24.7 ha	—	
	建築物等の用途の制限	<p><u>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</u></p> <p>(1) 住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に該当するもの (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。) 第2条第1項第2号、第3号に該当する営業に係るもの (6) 風営法第2条第6項各号に該当する営業に係るもの (7) 風営法第2条第9項に該当する営業に係るもの</p>	—	
	建築物等の高さの最高限度	40 m	—	
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000 m<sup>2</sup></p> <p><u>ただし、巡査派出所及び公衆便所その他これらに類する公益上必要なものの用に供する建築物の敷地については、この限りではない。</u></p>	—	
	壁面の位置の制限	道路及び通路の境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、計画図3のとおりとする。	—	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。 <u>ただし、歩道橋等歩行者の通行の用に供するもの等公益上必要な工作物はこの限りでない。</u></p>	—	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p><u>(色彩の制限)</u> 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、緑豊かな景観と調和する落ち着きのある色調とする。</p> <p><u>(屋外広告物の制限)</u> 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザインなどについて歩行者空間と調和した都市景観に配慮したものとする。</p>	—	

## 昭島都市計画地区計画 昭島駅北口駅前地区計画 総括図〔昭島市決定〕

縮尺=1:10,000



＊この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都令第2500号の「地図表示(調査地図)」を基に作成したものである。

ただし、計測値は、都府県計測所の計測値から転記したものである。測量誤差を含む。

(昭和54年) 25都府県測量規則 第6号

＊この地図は、都府県の測量規則を受けて、東京都令第3000号の「地図表示(調査地図)」を基に作成したものである。

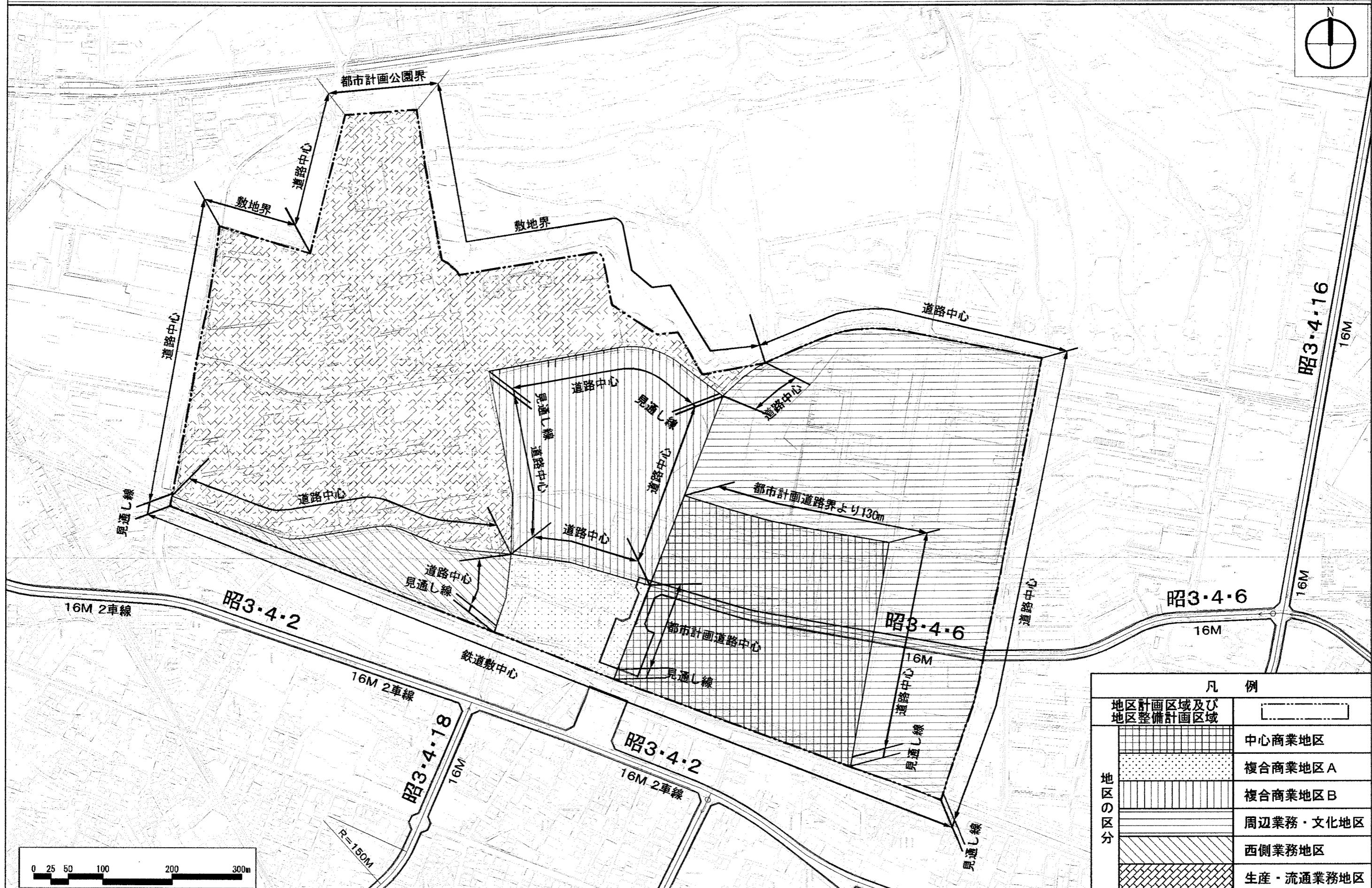
(昭和54年) 25都府県測量規則 第6号

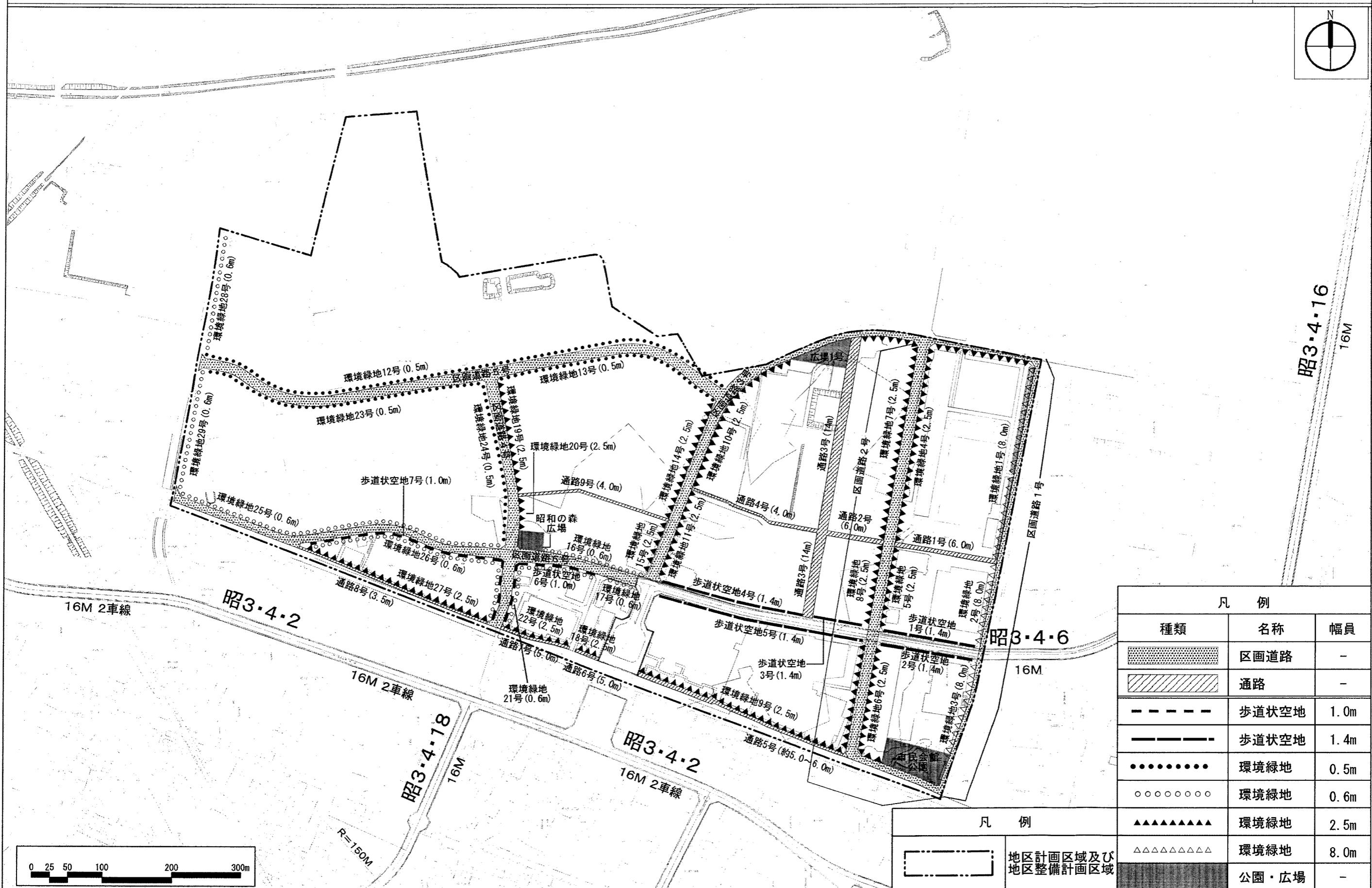
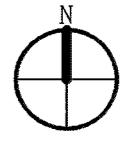
＊この地図は、東京都令第3000号の「地図表示(調査地図)」を基に作成したものである。

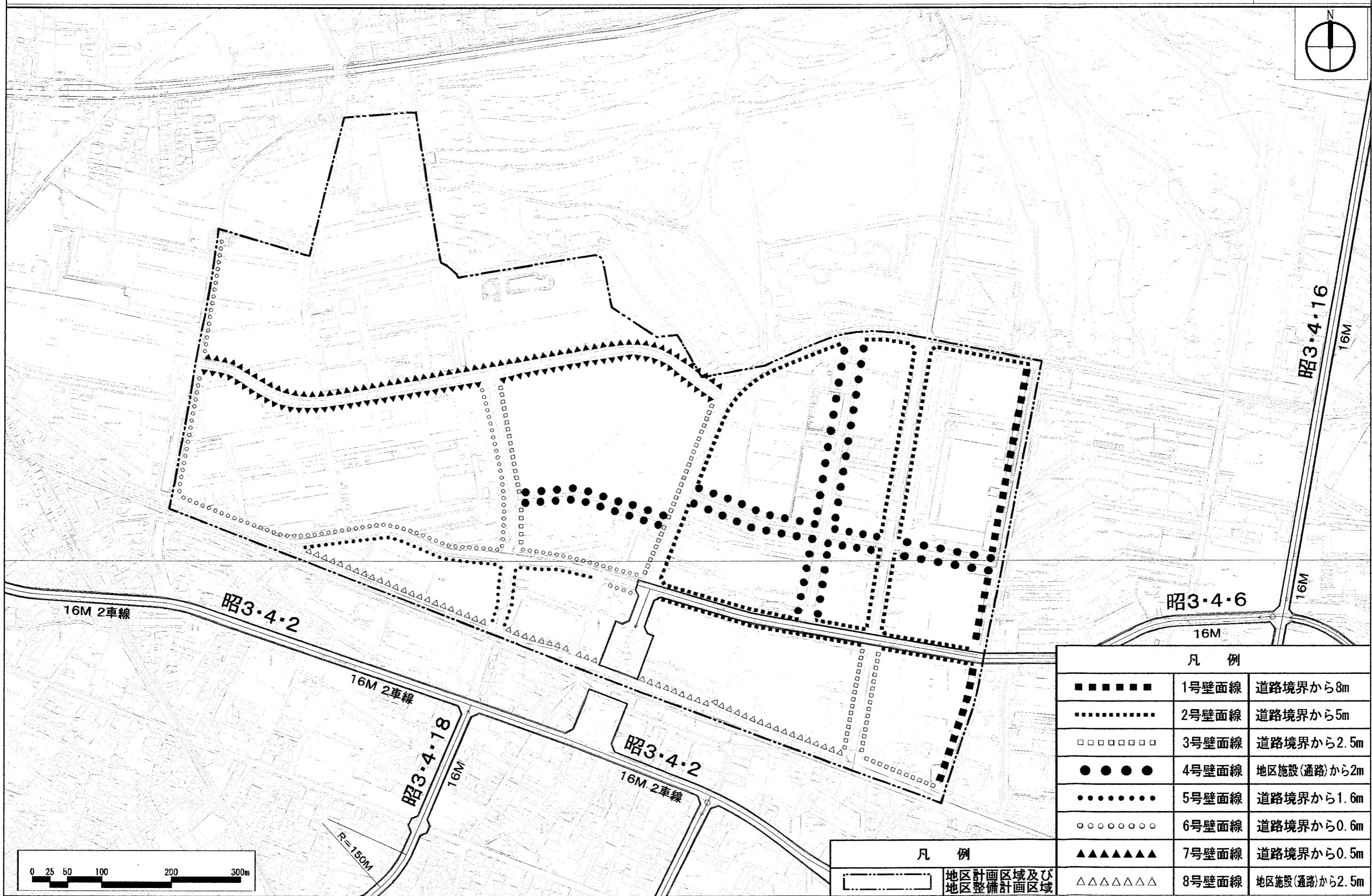
(昭和54年) 25都府県測量規則 第6号

地図表示規制第3号第22条の規定による地図表示

販売価格 500円







昭島都市計画用途地域の変更 (昭島市決定) (案)

質問第2号

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種 低層住居 専用地域	約 35.2 ha	以下 5/10	以下 3/10	m —	m <sup>2</sup> —	m 10	約 % 2.4
	2.5	6/10	3/10	—	—	10	0.2
	483.7	8/10	4/10	—	—	10	33.6
	22.5	8/10	4/10	—	—	12	1.6
	45.2	10/10	5/10	—	—	10	3.1
小計	589.1						40.9
第二種 低層住居 専用地域	約 — ha	以下 —	以下 —	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % —
小計	—						—
第一種 中高層住居 専用地域	約 2.1 ha	以下 15/10	以下 4/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 0.1
	43.8	15/10	5/10	—	—	—	3.0
	221.7	20/10	6/10	—	—	—	15.4
							18.6
小計	267.6						
第二種 中高層住居 専用地域	約 11.8 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 0.8
小計	11.8						0.8
第一種 住居地域	約 55.4 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 3.8
小計	55.4						3.8
第二種 住居地域	約 45.5 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 3.2
小計	45.5						3.2

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
準住居地域	約 2.0 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 0.1
	47.3	30/10	6/10	—	—	—	3.3
小計	49.3						3.4
近隣 商業地域	約 29.6 ha	以下 20/10	以下 8/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 2.1
	32.6	30/10	8/10	—	—	—	2.3
	5.4	40/10	8/10	—	—	—	0.4
	67.6						4.7
商業地域	約 4.5 ha	以下 20/10	以下 8/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 0.3
	5.7	30/10	8/10	—	—	—	0.4
	6.8	40/10	8/10	—	—	—	0.5
	17.0						1.2
準工業地域	約 314.5 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 21.8
	314.5						
小計	314.5						21.8
工業地域	約 22.4 ha	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 1.6
	22.4						
小計	22.4						1.6
工業専用地域	約 — ha	以下 —	以下 —	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % —
	—						
小計	—						—
合計	約 1,440.2 ha						% 100.0

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由 昭島駅北口駅前地区地区計画の変更に伴い、土地利用の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

( ) 内は変更箇所を示す。

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表					
						新		旧		増減 [A-B]	
						面積[A]	比率	面積[B]	比率		
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	5/10	3/10	—	—	10	35.2	2.4	35.2	2.4		
	6/10	3/10	—	—	10	2.5	0.2	2.5	0.2		
	8/10	4/10	—	—	10	483.7	33.6	483.7	33.6		
	8/10	4/10	—	—	12	22.5	1.6	22.5	1.6		
	10/10	5/10	—	—	10	45.2	3.1	45.2	3.1		
	小計					589.1	40.9	589.1	40.9		
	第二種 低層住居 専用地域		以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	
	小計		—	—	—	—	—	—	—		
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	15/10	4/10	—	—	—	2.1	0.1	2.1	0.1		
	15/10	5/10	—	—	—	43.8	3.0	43.8	3.0		
	20/10	6/10	—	—	—	221.7	15.4	221.7	15.4		
	小計					267.6	18.6	267.6	18.6		
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	11.8	0.8	11.8	0.8		
	小計					11.8	0.8	11.8	0.8		
第一種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	55.4	3.8	55.4	3.8		
小計						55.4	3.8	55.4	3.8		
第二種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	45.5	3.2	45.5	3.2		
小計						45.5	3.2	45.5	3.2		

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表					
						新		旧		増減 [A-B]	
						面積[A]	比率	面積[B]	比率		
準住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	—	—	—	—	2.0	
	30/10	6/10	—	—	—	—	—	—	—	47.3	
小計										49.3	
	近隣商業地域		以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	
小計	20/10	8/10	—	—	—	—	—	(29.6)	(2.1)	(21.9)	
	30/10	8/10	—	—	—	—	—	32.6	2.3	32.6	
	40/10	8/10	—	—	—	—	—	5.4	0.4	5.4	
小計								67.6	4.7	59.9	
商業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	8/10	—	—	—	—	—	4.5	0.3	4.5	
	30/10	8/10	—	—	—	—	—	5.7	0.4	5.7	
	40/10	8/10	—	—	—	—	—	6.8	0.5	6.8	
小計								17.0	1.2	17.0	
準工業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	(314.5)	(21.8)	(314.7)	(21.9)	△0.2	
小計								(314.5)	(21.8)	(314.7)	
工業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	(22.4)	(1.6)	(29.9)	(2.1)	△7.5	
小計								(22.4)	(1.6)	(29.9)	
工業専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計										—	
合計								約 ha	%	約 ha	%
								1,440.2	100.0	1,440.2	100.0

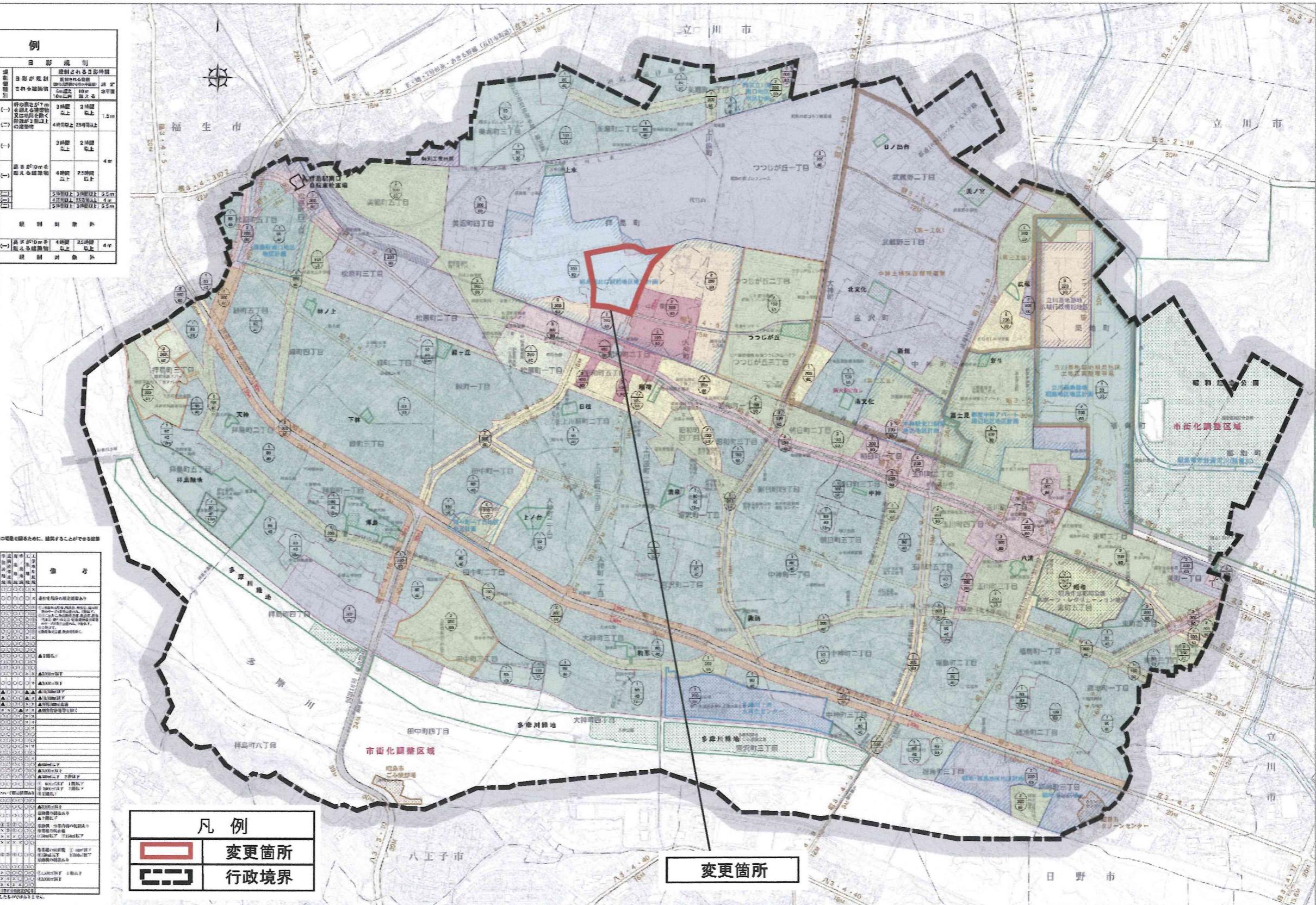
変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
昭島市拝島町地内	準工業地域 建蔽率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	近隣商業地域 建蔽率 80 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 ha 0.4	
昭島市田中町及び拝島町各地内	工業地域 建蔽率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	近隣商業地域 建蔽率 80 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 ha 7.3	
昭島市拝島町地内	工業地域 建蔽率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	準工業地域 建蔽率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 —	約 ha 0.2	

## 昭島都市計画用途地域 総括図〔昭島市決定〕

縮尺=1:10,000

## 凡例



この地図は、東京都知事の承認を経て、東京都監修尺2,500分の1の地形図(縮微原図)を使用して作成したものである。ただし、計測線は、都道府県道路の計測線から転記したものである。無断複製を禁ずる。

\*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図。

（学年番号）25 都市基盤道路 25 号

\*この背景の地図は、東京都内警備局と(株)ミッパマップ東京が著作権を有している。  
(地図番号: 100-1 著作権: 001-1)

(药附件药监号) MMT 利许第 001 号-12

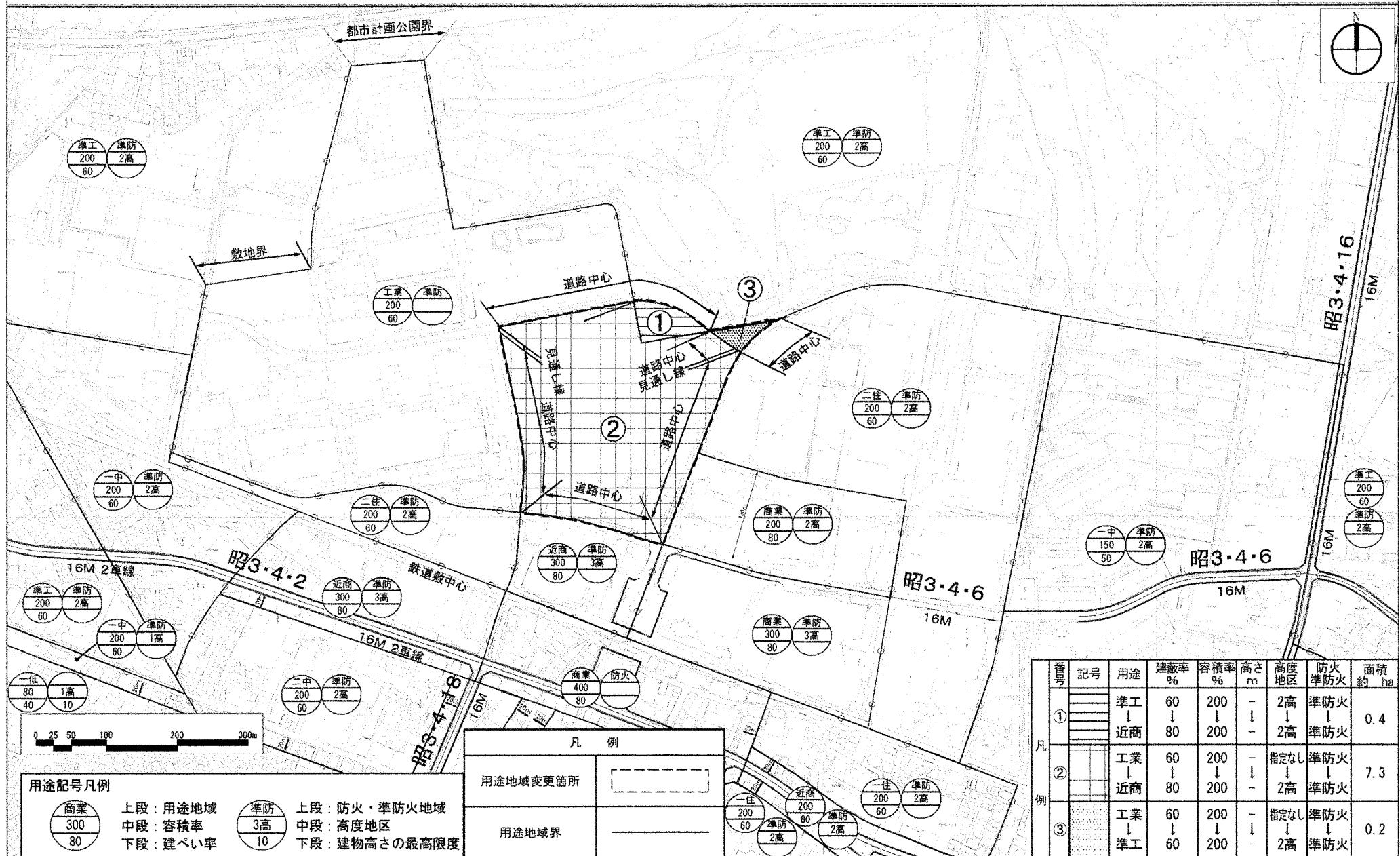
東京都渋谷区渋谷3丁目35-22 電話番号03-3471-1761 [株]中央ジャマチケス

領布價格 500円

昭島都市計画用途地域  
昭島都市計画高度地区

計画図（案）  
計画図（案）

〔昭島市決定〕  
〔昭島市決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)29都市基交署第58号、29都市基交測第36号  
(承認番号)29都市基街都第185号、平成29年9月27日